

令和 7 年
随意契約による市有地売却要領
申込先着順による売却

【物件番号①】	所 在：本庄市けや木 3 丁目 2 5 0 5 番 地 積：1 0 1 . 0 2 m ²
【物件番号②】	所 在：本庄市児玉町児玉南 4 丁目 3 番 3 地 積：3 3 6 . 6 2 m ²
【物件番号③】	所 在：本庄市児玉町児玉南 4 丁目 1 6 番 3 地 積：1 2 6 . 5 3 m ²

随意契約期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から

令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）まで

この売却要領をよくお読みいただき、必ず現地を確認のうえ、お申し込みください。

本 庄 市

物 件 調 書（共通事項）

・物件調書は、購入希望者の現地確認にあたっての参考資料です。お申込みにあたっては、必ず事前に現地をご確認いただき、各種法規制や供給施設の状況、必要となる手続や費用負担等を調査、確認し、ご了解のうえでお申し込みください。

なお、物件調書における記載内容と売却物件の現況に齟齬があった場合、現況を優先するものとし、このことに関する追加の手続や費用負担等が生じた場合においても市は対応いたしません。

・供給施設の引込有無の項中、「引込可」のものについては、引込にあたって、別途工事費が発生する場合があります。また、工事方法等について条件が付される場合もありますので、詳しくは各供給施設を所管する管理者、事業所等にお問合せください。

なお、併せて工事費の見積書を工事業者から取得するなどし、予め金額を把握されることをお勧めいたします。

・売却物件の引渡しは、現状有姿のままで行います。以下のような場合、市は対応いたしません。

- ①敷設設備に関する補修、移設、改築、撤去、再築造等及びその費用負担
- ②敷地内にごみ、がら、碎石、切株、浄化槽や基礎等の工作物などの残置物や地下埋設物があった場合に関する撤去、処分等及びその費用負担
- ③隣地境界塀やフェンス等の地上及び地下における越境があった場合に関する協議、調整や移設、改築、撤去、再築造等及びその費用負担
- ④敷地内及び敷地上空または隣地等に電柱（電信柱、附属物、電線等を含む）、支線、ごみ置き場、看板、標識、ガードレールやカーブミラー等があった場合における設置者・管理者等との協議、調整や移設、撤去等の費用負担
- ⑤地盤改良等の必要が生じた場合の工事等及びその費用負担
- ⑥その他一切の隠れた瑕疵等についての協議、調整や工事等及びその費用負担

・売却物件における土地利用等について、隣接土地の所有者や地域住民、本市以外の関係機関等との調整が必要となった場合、本市の各部署における通常業務の範疇である場合を除き、市は対応いたしません。

・売却物件について、土壌汚染、地下埋設物及び地盤の調査は実施していません。

物 件 調 書

【物件番号①】

所 在 地 番	本庄市けや木3丁目2505番			
地 目	宅 地			
地 積	101.02㎡			
形 状 等	ほぼ台形，ほぼ道路と等高の平坦地			
売 却 価 格	5,121,714円			
道路幅員及び 接面状況等	北西側、北側で幅員約6.0mの舗装市道に接面			
都市計画区域	本庄都市計画区域			
区 域 区 分	市街化区域			
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%・容積率80%）			
交 通 機 関	J R 高崎線「本庄駅」から約0.8km J R 上越新幹線「本庄早稻田駅」から約1.4km			
公 共 機 関	本庄市立北泉小学校 約1.1km			
供 給 施 設	設 備	引込有無	事業所名	電話番号
	電 気	無（引込可）	東京電力（株）	0120-995-441
	水 道	無（引込可）	本庄市水道課	0495-22-2151
	下 水 道	無（引込可）	本庄市下水道課	0495-25-1146
	都市ガス	無（引込可）	本庄ガス（株）	0495-24-2341
参 考 事 項	・ 接面道路に水道、下水道、都市ガス本管が敷設されています。 ・ 水道の利用には水道加入金の納付が必要です。 ・ 下水道の利用には下水道事業受益者負担金の納付が必要です。 ・ 文化財保護法における既知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・ 公簿面積による売却となります。地積測量図や立会証明書はありませんが、本庄都市計画事業女堀土地区画整理事業による保留地であったため、換地処分時に画地確定測量が行われています。			

※ 物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

【物件番号②】

所 在 地 番	本庄市児玉町児玉南4丁目3番3			
地 目	宅 地			
地 積	336.62㎡			
形 状 等	ほぼ台形, 道路より約0.5～0.9m高い平坦地			
売 却 価 格	4,679,018円			
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約6.0mの舗装市道に接面			
都市計画区域	児玉都市計画区域			
区 域 区 分	非線引き			
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%・容積率80%）			
交 通 機 関	J R 八高線「児玉駅」から約1.7km			
公 共 機 関	児玉総合支所 約1.2km 本庄市立秋平小学校 約0.6km 本庄市立児玉中学校 約1.4km			
供 給 施 設	設 備	引込有無	事業所名	電話番号
	電 気	無（引込可）	東京電力（株）	0120-995-441
	水 道	無（引込可）	本庄市水道課	0495-22-2151
	下 水 道	無	本庄市下水道課	0495-25-1146
	都市ガス	無	本庄ガス（株）	0495-24-2341
参 考 事 項	・ 東側接面道路に水道本管が敷設されています。 ・ 水道の利用には水道加入金の納付が必要です。 ・ 下水道、都市ガスは引込み不可能です。（未整備区域・供給区域外等） ・ 文化財保護法における既知の埋蔵文化財包蔵地「長沖古墳群遺跡」内に所在します。詳しくは本市文化財保護課へお問い合わせください。 ・ 公簿面積による売却となります。地積測量図や立会証明書はありませんが、児玉都市計画事業児玉南土地区画整理事業による保留地であったため、換地処分時に画地確定測量が行われています。			

※ 物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物 件 調 書

【物件番号③】

所 在 地 番	本庄市児玉町児玉南4丁目16番3			
地 目	宅 地			
地 積	126.53㎡			
形 状 等	ほぼ正方形，ほぼ道路と等高の平坦地			
売 却 価 格	1,834,685円			
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約4.0mの舗装市道に接面			
都市計画区域	児玉都市計画区域			
区 域 区 分	非線引き			
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%・容積率80%）			
交 通 機 関	JR八高線「児玉駅」から約1.4km			
公 共 機 関	児玉総合支所 約1.3km 本庄市立秋平小学校 約0.9km 本庄市立児玉中学校 約1.6km			
供 給 施 設	設 備	引込有無	事業所名	電話番号
	電 気	無（引込可）	東京電力（株）	0120-995-441
	水 道	無（引込可）	本庄市水道課	0495-22-2151
	下 水 道	無	本庄市下水道課	0495-25-1146
	都市ガス	無	本庄ガス（株）	0495-24-2341
参 考 事 項	・東側接面道路に水道本管が敷設されています。 ・水道の利用には水道加入金の納付が必要です。 ・下水道、都市ガスは引込み不可能です。（未整備区域・供給区域外等） ・文化財保護法における既知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・公簿面積による売却となります。地積測量図や立会証明書はありませんが、児玉都市計画事業児玉南土地区画整理事業による保留地であったため、換地処分時に画地確定測量が行われています。			

※ 物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

1. 契約上の特約

契約には、次の条件等を付します。

(1) 特約

- ① 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等、これらに類する業の用途に使用することができません。
- ② 当該物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することができません。
- ③ 当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとします。

(2) 契約の解除

契約後において契約者が特約に違反した場合、本市は契約を解除することができるものとし、契約者の負担において本件土地を原状に回復して本市に返還するものとします。

(3) 違約金

(2)にて契約を解除した場合は、売買代金の2割を違約金として本市に支払わなければなりません。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(4) 契約不適合責任

本市は、契約者に対して売買土地を現状有姿で引き渡すものとし、本市が引き渡しの時に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときを除き、契約者は履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、解除権の行使等の一切の法的請求をすることができないものとします。

2. 申込に際して必要な資格

個人又は法人を問わず申込みできますが、購入希望者が次のいずれかに該当する場合は、申込みすることができません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者。
- ④ 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者。例：農地購入にあたっての買受適格証明等

3. 購入の申込み

- (1) 購入希望者は、本市指定の市有地売却申込書に所定の事項を記入押印のうえ、受付期間中に受付場所まで直接お持ちください。なお、郵送による申込みは受け付けません。

受付日時 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

受付場所 本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
本庄市役所 企画財政部
資産マネジメント推進課 資産管理係（市庁舎 3 階）

(2) 提出書類

① 市有地売却申込書（実印を押印のこと）

② 添付書類（発行後 3 か月以内のもの）

個人の場合 住民票、印鑑証明書、身分証明書

法人の場合 資格証明書、印鑑証明書

※ 身分証明書：本籍地のある市町村で発行する証明書

資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄本、代表者事項証明書等）

共有名義で申込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

③ 留意事項

売買契約及び所有権移転登記は、市有地売却申込書に記載された名義で行います。住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿謄本のとおりに記載してください。

4. 売却者決定及び契約保証金の納付

(1) 市有地売却申込書の提出後、提出書類の確認・審査のうえ、売却を決定し、購入希望者に対して売却決定の通知をいたします。

(2) 売却決定の通知後、契約保証金として売却価格の 1 0 0 分の 1 0 以上の任意の金額を契約保証金として、市の指定する納入通知書にてお支払いいただきます。

※契約保証金は契約後、売買代金の一部に充当いたします。

5. 契約の締結

(1) 契約保証金の納付後、契約を締結いたします。なお、契約は本市と購入希望者の双方が契約書に記名押印したときに確定するものとします。

(2) 契約に係る費用（収入印紙代等）は、購入希望者の負担となります。

6. 売買代金の支払

売買代金から納付した契約保証金の金額を差し引いた残金を、契約締結後 6 0 日以内に、市の指定する納入通知書にてお支払いいただきます。

※期日までに残金が支払われない場合には、当該契約は無効となり、納付済みの契約保証金は本市に帰属します。返還はできませんのでご注意ください。

7. 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに、所有権の移転があったものとし、現状有姿で土地を引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は本市が行いますが、移転登記に必要な登録免許税等の費用（収入印紙代等）は、購入希望者の負担となります。

8. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ず事前に各自で現地を確認してください。
- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (3) 建築開発や開発行為等をする際には、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令及び県・市の条例等による指導等がなされる場合や開発に係る負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (4) 購入希望者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (5) 購入希望者が、売買契約締結後、契約に定める義務を履行しないために、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) この要領に定めのない事項については、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）その他関係法令の定めるところによります。

問合せ先 本庄市企画財政部
資産マネジメント推進課資産管理係
電話 0495-71-5172